

目 次

告 示

認可地縁団体の告示事項の変更

国民健康保険被保険者証の無効

道路の区域決定

道路の供用開始

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

保管した屋外広告物

道路の供用開始

公 告

犬の抑留

犬の抑留

開発行為に関する工事の完了

農用地利用集積計画

犬の抑留

下水道区域の供用及び処理の開始

犬の抑留

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の 50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数

津市河内財産区議会議員選挙の選挙期日

津市河内財産区議会議員選挙における投票所

津市河内財産区議会議員選挙における投票所の開閉時間

津市河内財産区議会議員選挙における開票の事務

津市河内財産区議会議員選挙における選挙会の場所及び日時

津市河内財産区議会議員選挙における各投票区の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

津市河内財産区議会議員選挙における期日前投票所

津市河内財産区議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

津市河内財産区議会議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所

津市河内財産区議会議員選挙における候補者1人の選挙運動に関する支出金額の制限額

津市河内財産区議会議員選挙における当選人

水道局告示

水道局指定給水装置工事事業者の指定

水道局指定給水装置工事事業の廃止

水道局指定給水装置工事事業者の指定

監査委員告示

監査結果の公表

財産区監査結果の公表

監査結果に対する措置報告

津市告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成20年津市告示第44号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月3日

津市長 松田直久

1 届出者

佐田連合自治会

三重県津市白山町佐田554番地3

代表者 川井春生

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	長岡 亨 三重県津市白山町佐田1633番地
変更後	川井春生 三重県津市白山町佐田274番地

3 変更の理由及び年月日

平成21年2月1日に、代表者が総会において新任されたため。

津市告示第47号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成21年3月5日

津市長 松田直久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
1271705	平成20年10月1日	平成21年2月16日

津市告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年3月5日

津市長 松田直久

1 道路の種類 市道

2 路線名及び路線の区域

整理番号	路線名	区域の決定区間	延長 m
			幅員 m
2288	丸尾山脇線	津市白山町川口字丸尾70 17番5地先から	316.5
		津市白山町川口字山脇38 48番2地先まで	7.6 ~ 12.3
9126	井生白山線	津市一志町井生字平山10 53番6地先から	733.5
		津市一志町井生字鶴岡12 21番3地先まで	7.4 ~ 13.5

津市告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年3月5日

津市長 松田直久

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
2288	丸尾山脇線	津市白山町川口字丸尾7 017番5地先から	平成21年 3月5日
		津市白山町川口字山脇3 848番2地先まで	
9126	井生白山線	津市一志町井生字平山1 053番6地先から	平成21年 3月5日
		津市一志町井生字鶴岡1 221番3地先まで	

津市告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年安濃町告示第6号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月11日

津市長 松田直久

1 届出者

栗加区自治会

三重県津市安濃町栗加字寺台516番地

代表者 黒川清司

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	宮村敏男 三重県津市安濃町栗加446番地
変更後	黒川清司 三重県津市安濃町栗加217番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成20年2月10日の定期総会において新任され、平成20年3月1日から就任することになったため。

津市告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年安濃町告示第33号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月11日

津市長 松田直久

1 届出者

村主区自治会

三重県津市安濃町川西1166番地

代表者 村主孝雄

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	村主孝雄 三重県津市安濃町川西1119番地
変更後	村主孝雄 三重県津市安濃町川西1119番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成20年3月2日の定期総会において再任され、平成20年4月1日から就任することになったため。

津市告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年安濃町告示第1号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月11日

津市長 松田直久

1 届出者

山出地区自治会

三重県津市安濃町草生853番地

代表者 平澤亀久生

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	紀平利衛 三重県津市安濃町草生904番地
変更後	平澤亀久生 三重県津市安濃町草生993番地2

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成20年4月6日の定期総会において新任されたため。

津市告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年安濃町告示第3号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月11日

津市長 松田直久

1 届出者

内多地区自治会

三重県津市安濃町内多827番地1

代表者 若林勝次郎

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	若林勝次郎 三重県津市安濃町内多1459番地
変更後	若林勝次郎 三重県津市安濃町内多1459番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成20年3月16日の定期総会において再任され、平成20年4月1日から就任することになったため。

津市告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成18年津市告示第525号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月11日

津市長 松田直久

1 届出者

岡南区自治会

三重県津市安濃町川西42番地

代表者 杉田守朗

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	玉津嘉二 三重県津市安濃町川西296番地
変更後	杉田守朗 三重県津市安濃町川西44番地1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成20年3月23日の定期総会において新任され、平成20年4月1日から就任することになったため。

津市告示第55号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年安濃町告示第5号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月11日

津市長 松田直久

1 届出者

曾根区自治会

三重県津市安濃町曾根609番地2

代表者 野田純男

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	和田弘 三重県津市安濃町曾根669番地
変更後	野田純男 三重県津市安濃町曾根590番地1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成20年3月16日の定期総会において新任され、平成20年4月1日から就任することになったため。

津市告示第56号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年安濃町告示第5号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月11日

津市長 松田直久

1 届出者

清水地区自治会

三重県津市安濃町清水1123番地

代表者 下井英雄

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	築原克見 三重県津市安濃町清水339番地
変更後	下井英雄 三重県津市安濃町清水686番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成20年3月2日の定期総会において新任されたため。

津市告示第57号

三重県屋外広告物条例（昭和41年条例第45号）第19条の2第1項の規定により、下記のとおり広告物又は掲出物件を保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年3月11日

津市長 松田直久

- 1 保管した広告物又は掲出物件の種類及び数量
はり札等 28枚
- 2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所
雲出本郷町ほか（主要幹線道路）
- 3 広告物又は掲出物件を除却した日
平成21年2月20日、25日及び26日
- 4 保管した広告物又は掲出物件の返還に関する事項
返還を希望する者は、次の申出先に申し出るものとする。
（申出先）

津市建設部津北工事事務所補修担当

津市高茶屋小森上野町1185番地1

電話番号 059-235-5655

津市告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年3月12日

津市長 松田直久

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
114	逢坂線	津市美杉町八知字中倉口 4137番3地先から	平成21年 3月12日
		津市美杉町八知字片日ノ 子5179番4地先まで	

津市公告第28号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成21年3月5日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成21年3月1日

2 抑留期間 平成21年3月6日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 河芸町影重	柴犬	茶白	オス	中	91日 以上	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第 29 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 21 年 3 月 5 日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成 21 年 3 月 2 日
- 2 抑留期間 平成 21 年 3 月 9 日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 新家町	雑種	茶黒	オス	中	9 1 日 以上	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第30号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成21年3月6日

津市長 松田直久

1 工事完了年月日

平成21年3月5日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市河芸町中別保字丸垣内2-1ほか201筆、河芸町上野字仁王縄手1
456-1ほか51筆、河芸町豊津字太子1863-1

3 許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区西新橋三丁目6-5

株式会社ユニディオコーポレーション

代表取締役 河内 英聡

津市公告第 3 1 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により公告します。

なお、津市農用地利用集積計画を、次により縦覧に供します。

平成 2 1 年 3 月 1 0 日

津市長 松 田 直 久

津市農用地利用集積計画の縦覧場所

津市農林水産部農林水産政策課（津市役所庁舎 6 階）

津市公告第32号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成21年3月10日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成21年3月6日

2 抑留期間 平成21年3月13日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市美里町家所	雑種	白黒	オス	中	91日以上	青い首輪

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第33号

公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項及び第2項の規定により次のとおり公告します。

なお、関係図面は、平成21年3月16日から2週間、下水道部下水道政策課において一般の縦覧に供します。

平成21年3月11日

津市長 松田直久

1 供用及び処理を開始する年月日

平成21年3月31日

2 下水を排除及び処理する区域

(1) 流域関連津市公共下水道

神納町の一部、大園町の一部、柳山津興の一部、半田の一部、八幡町の一部、藤方の一部、垂水の一部、高茶屋一丁目の一部、高茶屋三丁目の一部、高茶屋六丁目の一部、城山一丁目の一部、城山二丁目の一部、城山三丁目の一部、高茶屋小森町の一部、久居持川町の一部、久居北口町の一部、久居新町の一部、久居野村町の一部、木造町の一部、白山町南出の一部、白山町二本木の一部、一志町田尻の一部

(2) 津市単独公共下水道

末広町の一部

3 供用を開始する排水施設の位置

別図（供用開始区域図）のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

5 下水の処理を開始する公共下水道の終末処理場の位置及び名称

(1) 流域関連津市公共下水道

津市雲出鋼管町52番地5

雲出川左岸浄化センター

松阪市高須町3922

松阪浄化センター

(2) 津市単独公共下水道

津市高洲町 3 4 番 1 号
津市中央浄化センター